

社会福祉法人五城目町社会福祉協議会職員等の旅費規程

(目 的)

第1条 この規程は、五城目町社会福祉協議会職員等（常勤、非常勤職員及びホームヘルパーをいう。）が業務により、旅行したときの旅費に関し必要な事項を定めるものとする。

(旅行命令等)

第2条 職員等が業務のため旅行するときは、別記様式による旅行命令簿に所定事項を記載して、事前に会長の決裁を得なければならない。

(旅費の支給)

第3条 職員等が旅行したときは、当該職員等に対し、旅費を支給する。

(旅費の種類)

第4条 前条による旅費の種類は、鉄道賃、船賃、航空賃、車賃、日当、宿泊料及び食卓料とする。

- 2 鉄道賃は、鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 3 船賃は、水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 4 航空賃は、航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により支給する。
- 5 車賃は、陸路（鉄道を除く。以下同じ。）旅行について、路程に応じ1キロメートル当りの定額により支給する。
- 6 日当は、旅行中の日数に応じ1日当りの定額により支給する。
- 7 宿泊料は、旅行中の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。
- 8 食卓料は、水路旅行及び航空旅行の夜数に応じ1夜当りの定額により支給する。

(旅費の計算)

第5条 旅費は、最も経済的な通常の経路及び方法により旅行した場合の旅費により計算する。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により最も経済的な通常の経路又は方法によって旅行し難い場合には、その現によった経路及び方法によって計算する。

(旅行日程)

第6条 旅費計算上の旅行日数は、旅行のため現に要した日数による。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により要した日数を除く外、鉄道旅行にあっては400キロメートル、水路旅行にあっては200キロメートル、陸路旅行にあっては50キロメートルについて1日の割合をもって通算した日数をこえ

ることができない。

(鉄道賃)

第7条 鉄道賃の額は、次に掲げる旅客運賃（以下本条において「運賃」という。）急行料金、特別車両料金及び座席指定料金による。

- (1) 運賃の等級を2階級に区分する線路による旅行の場合には、1等の運賃。
- (2) 運賃の等級を設けない線路による旅行の場合には、その乗車に要する運賃。
- (3) 急行料金を徴する線路による旅行の場合には、前2号に規定する運賃の外、次に掲げる急行料金。

イ、前1号の規定に該当する線路による旅行の場合には、これらの規定による運賃の等級と同一等級の急行料金。

ロ、前号の規定に該当する線路による旅行の場合には、その乗車に要する急行料金。

(4) 第3号の規定に該当する線路で特別車両料金を徴する客車を運行するものによる旅行をする場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する急行料金のほか、特別車両料金。

(5) 座席指定料金を徴する客車を運行する線路による旅行の場合には、第1号又は第2号に規定する運賃、第3号に規定する急行料金及び前号に規定する特別車両料金のほか、座席指定料金。

2 前第3号に規定する急行料金は、次の各号の1に該当する場合に限り支給する。

- (1) 特別急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のもの
- (2) 普通急行列車を運行する線路による旅行で片道50キロメートル以上のもの

3 第1項第5号に規定する座席指定料金は、普通急行列車を運行する線路による旅行で片道100キロメートル以上のものに該当する場合に限り、支給する。

(船賃)

第8条 船賃の額は、次に掲げる旅客運賃、寝台料金、及び特別船室料金による。

- (1) 運賃の等級を3階級に区分する船舶による旅行の場合には2等の運賃。
- (2) 運賃の等級を2階級に区分する船舶による旅行の場合には上級の運賃。
- (3) 運賃の等級を設けない船舶による旅行の場合にはその乗船に要する運賃。
- (4) 業務上の必要により寝台料金を必要とした場合には、前3号に規定する運賃の外、現に支払った寝台料金。
- (5) 第3号の規定に該当する船舶で特別船室料金を徴するものを運行する航路による旅行の場合には、同号に規定する運賃及び前号に規定する寝台料金のほか、特別船室料金。

(6) 座席指定料金を徴する船舶を運行する航路による旅行の場合には、前各号に規定する運賃及び料金のほか、座席指定料金。

2 前項第1号又は第2号の規定に該当する場合において、同一階級の運賃を更に

2以上に区分する船舶による旅行の場合には、当該各号の運賃は、同一階級内の最上級の運賃とする。

(航空賃)

第9条 航空賃の額は、現に支払った旅客運賃による。

2 航空賃は、緊急やむを得ない場合で、旅行命令権者が特に必要と認めた時に限り、支給する。

(車賃)

第10条 車賃の額は、1キロメートルにつき30円とする。ただし、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により定額の車賃で旅行の実費を支弁することができない場合には、実費額による。

2 車賃は、全路線を通算して計算する。

3 前項の規定により通算した路程に1キロメートル未満の端数が生じた場合においては、これを切り捨てるものとする。

4 車賃の支給は、やむを得ず業務用車両を用いる事が出来ない場合による。

《改正》R3.7.1

(日当)

第11条 日当の額は、別表第1の定額による。

2 鉄道100キロメートル未満、水路50キロメートル未満又は陸路25キロメートル未満の旅行の場合における日当の額は、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により、宿泊した場合を除くほか、前項の規定にかかわらず同項の定額の2分の1に相当する額とする。

3 前項の規定にかかわらず、町内並びに県内の宿泊を要しない旅行をする場合に限り旅費の支給は実費とし、日当は支給しないものとする。ただし、会長が特に認めた場合に限り日当を支給することができる。

(宿泊料)

第12条 宿泊料の額は、宿泊地の区分に応じた別表第1の定額による。

2 宿泊料は、水路旅行又は航空旅行については、業務上の必要又は天災その他やむを得ない事情により上陸又は着陸して宿泊した場合に限り支給する。

(食卓料)

第13条 食卓料の額は、別表第1の定額による。

2 食卓料は船賃若しくは航空賃の外に別に食費を要する場合又は船賃若しくは航空賃を要しないが、食費を要する場合に限り支給する。

(旅費の請求手続)

第14条 旅費（概算払いに係る旅費を含む。）の支給を受けようとする職員等及び概算払いに係る旅費の支給を受けた職員等でその清算をしようとするものは、所定の請求書に必要な書類を添えて、これを当該旅費の支払いをする者（以下「支払担当者等」という。）に提出しなければならない。

2 概算払いに係る旅費の支給を受けた職員等は、当該旅行を完了した日の翌日から起算して3日以内に、当該旅行について前項の規定による旅費の清算をしなければならない。

3 支払担当者等は、前項の規定により清算の結果過払金があった場合には、清算による過払金の返納の告知の日の翌日から起算して3日以内に返納させなければならない。

(旅行中の事故)

第15条 職員等が旅行中において、災害、病気その他やむを得ない理由により、命令の内容どおり用務を遂行することができないときは、速やかに会長に連絡し、その指示を受けなければならない。

(復 命)

第16条 職員等は、旅行期間終了後3日以内に書面により復命しなければならない。ただし、軽易な用務については旅行命令権者に口答で復命することができる。

(補 則)

第17条 この規程に定めるものを除くほか、旅費の取扱いに関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成8年4月1日から施行する。

この規程は、令和3年7月1日から施行する。

別表第1

日当、宿泊料及び食卓料

日 当		宿泊料（1夜につき）		食卓料（1夜につき）
県 内	県 外	県 内	県 外	1,700 円
1,800 円	1,800 円	9,000 円	10,000 円	

旅行命令伺票兼命令票

管 外 管 内

決 裁	会 長	事務局長	課長	総務係長	所属課長補佐	所属係長

伺 年 月 日

年度
一連番号

役 職	
氏 名	印

用 務	会議 研修 視察 連絡 協議 その他	利用交通機関	鉄道 バス 航空 公用車 自家用車
日 程	月 日～ 月 日 (泊日)	地 名	経 由 発 着
用 務 先			
用 務 事 項			時間帯
			時～
指 示 事 項	会 長		
	事務局長		

復 命 書

管 外 管 内

決 裁	会 長	事務局長	課長	総務係長	所属課長補佐	所属係長

伺 年 月 日

年度
一連番号

役 職	
氏 名	印

用 務	会議 研修 視察 連絡 協議 その他	利用交通機関	鉄道 バス 航空 公用車 自家用車
日 程	月 日～ 月 日 (泊日)	地 名	経 由 発 着
復 命 事 項	会議主催者側の職氏名		
	同行または同席した者のうち主な社協職員		
	用 務 の 結 果		
	感じたことまたは得た情報事項		

旅費請求書兼領収書

用務事項					平成 年 月 日
日程 用務先					請求額 _____ 円
内 訳	単 価	数 量	金 額	備 考	社会福祉協議会会長 _____ 殿
バス賃	円		円		上記の金額を請求します。明細別記のとおり。
運賃	円		円		
日当	円		円		
宿泊費	円		円		
食卓料	円		円		氏名 _____ 印
航空賃	円		円		領 収 書
	円		円		平成 年 月 日
	円		円		社会福祉協議会会長 _____ 殿
	円		円		上記の請求金額を受領しました。
合計	円		円		氏名 _____ 印